

福井港から出場する外国人船員の標章制度

福井埠頭株式会社と坂井西警察署では、平成19年5月から、福井港における安全・安心対策の一環として、上陸する外国人船員に一連番号等を記載した標章を交付し、船員の安全意識を高めるとともに、地域住民の体感治安向上を図る施策を実施しています。

警察本部が実施した体感治安upアンケートの結果から、県民は国際港における安全対策の強化を望んでいる事が明らかになりました。

そこで福井港から出入りする船員の上陸手続き等を行う福井埠頭株式会社の協力を得て、上陸する船員に標章を交付し、港から外出する際には、常時、これを首から下げるように指導して、地域住民の体感治安向上を図っています。



標章の裏面には、

- 他人の家に勝手に入らないでください。
- 支払いの終わっていない品物を店外に持ちださないで下さい。
- 交通事故に注意して下さい。

等の注意事項が、ロシア語・中国語・韓国語・英語の4ヶ国語で記載されています。

外国人船員は警備員から受け取った標章を身に付けて、福井港のゲートから出て行きます。

